

別記

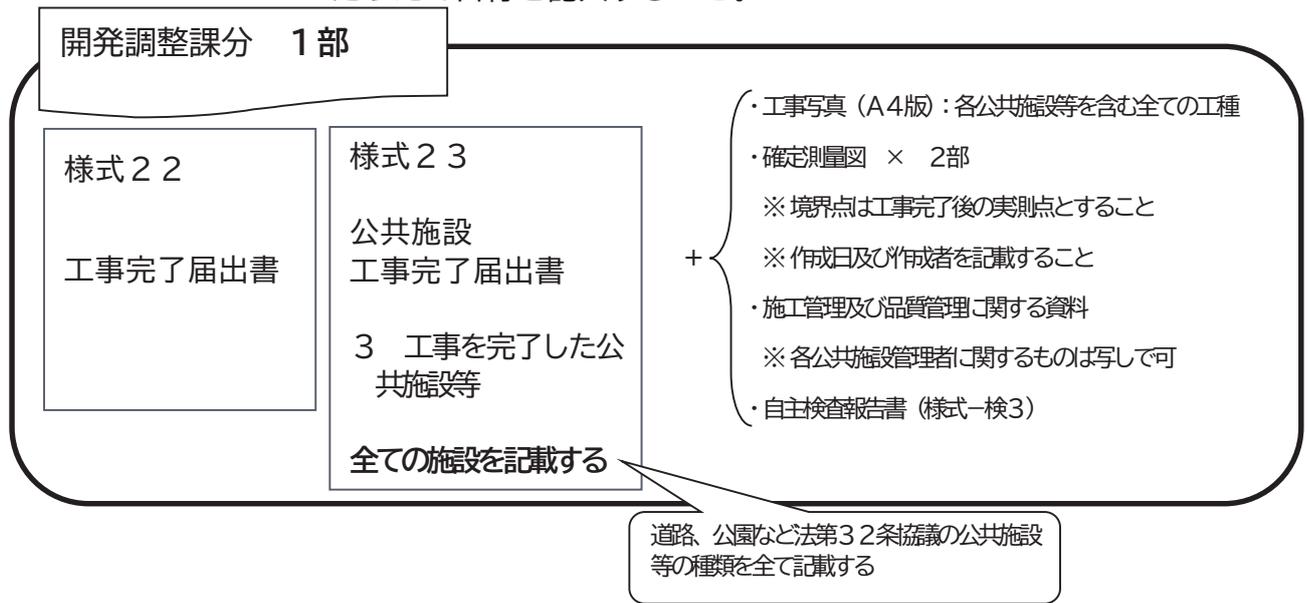
開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで

工事が完了し、つぎの工事完了届出書又は検査申請書を提出する際は、あらかじめ書類に不備等が無いことを再度確認して下さい。

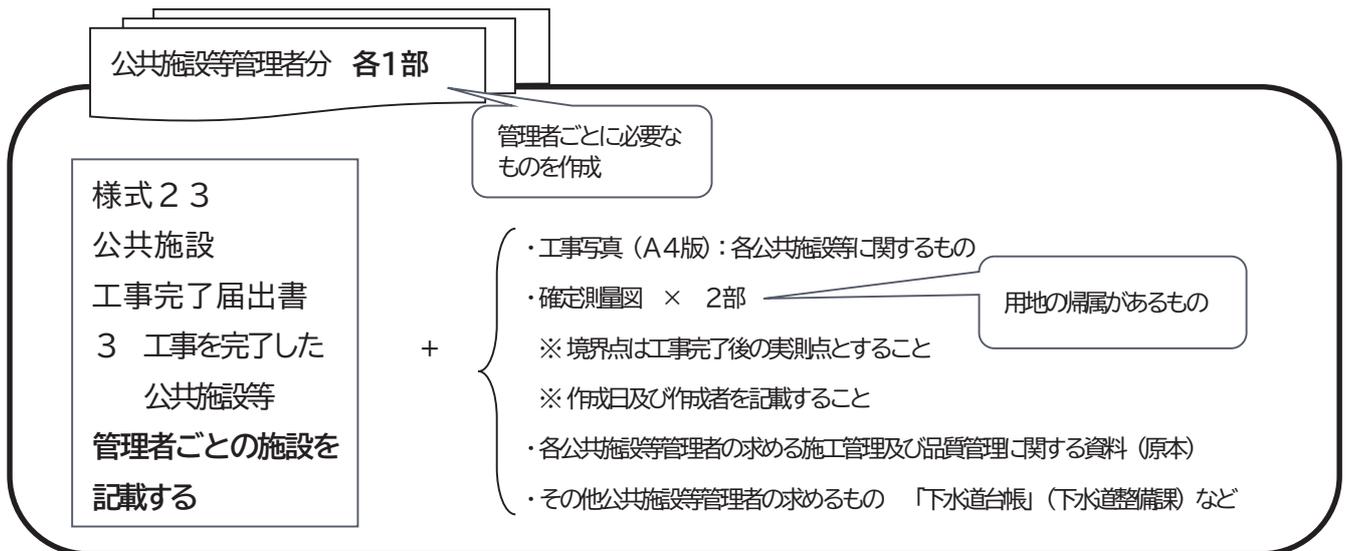
1 都市計画法第36条に基づくもの

【手順1】完了届出書を提出する。(提出先：開発調整課)

注意事項 開発調整課担当職員において届出書類に不備等が無いことを確認したうえで日付を記入すること。



+



開発調整課より各公共施設等管理者へ工事の完了検査を依頼する。

(検査依頼が完了したら開発調整課より連絡する。)

【手順2】各公共施設等管理者及び開発調整課と検査実施日を決める。

注意事項 事業者等において、先ず各公共施設等管理者と検査実施日を確定し、その日程を開発調整課へ報告すること。

その結果、開発調整課の検査は各公共施設等管理者の検査終了後に実施することとする。

また、開発調整課の検査を実施する日までに、ガス・水道施設に係る工事の完了検査及び他法令等の処理を終えておくこと。

【手順3】完了検査（手直し指示がある場合の再検査も含む）を終了したら、都市計画法第39条に基づく公共施設等の移管手続き（移管に必要な書類の提出）を行うこと。

注意事項 各施設ごとに完了検査と並行して移管手続きを行うことが出来るものは、管理者の指示に従い行うこと。



移管手続き完了後、各公共施設等管理者より開発調整課に検査回答書による通知がある。



開発調整課の検査に合格し、各公共施設等管理者の検査回答書が出揃ったら、開発調整課から許可を受けた者に都市計画法第36条第2項に基づく検査済証の交付を行う。

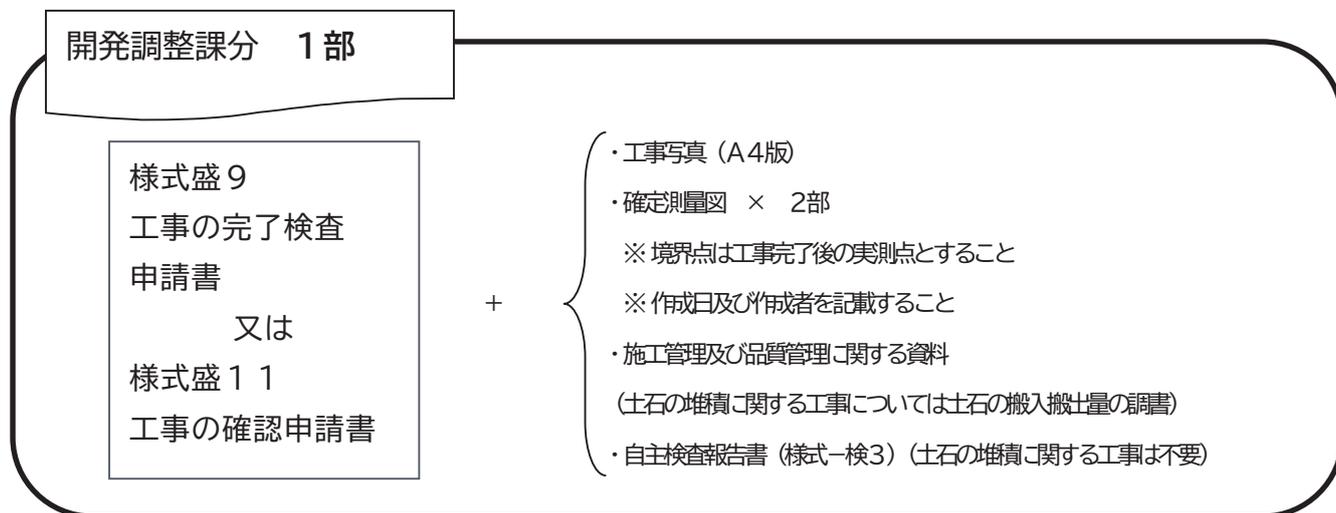


開発調整課より事業者あてに完了公告日を報告する。(大津市役所本館掲示板)

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第17条又は第36条に基づくもの

【手順1】完了検査申請書又は確認申請書を提出する。（提出先：開発調整課）

注意事項 開発調整課担当職員において申請書類に不備等が無いことを確認したうえで日付を記入すること。



【手順2】開発調整課と検査実施日を決める。

注意事項 雨水排水の放流先に係る工事、汚水柵の設置工事、水道及びガスの引込みに係る工事等他の法令に基づく承認工事がある場合は、これらの完了検査で手直しがあつた場合に、本件許可の工事に影響があることも考えられるため、当該検査の実施日までにそれぞれの許可権者による完了検査を受けておくこと。

土石の堆積に関する工事の確認においては、堆積されていた土石の除却完了のほか土石の堆積に伴い設置した工作物（矢板や土留め構造物）の撤去も完了させ工事前の現況に戻しておくこと。



【手順3】完了検査（手直し指示がある場合の再検査も含む）を終了し検査に合格したら、開発調整課から許可を受けた者に宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第2項又は第36条第2項に基づく工事の検査済証の交付を行う。

完了確認（手直し指示がある場合の再確認も含む）を終了したら、開発調整課から許可を受けた者に宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第5項又は第36条第5項に基づく工事の確認済証の交付を行う。

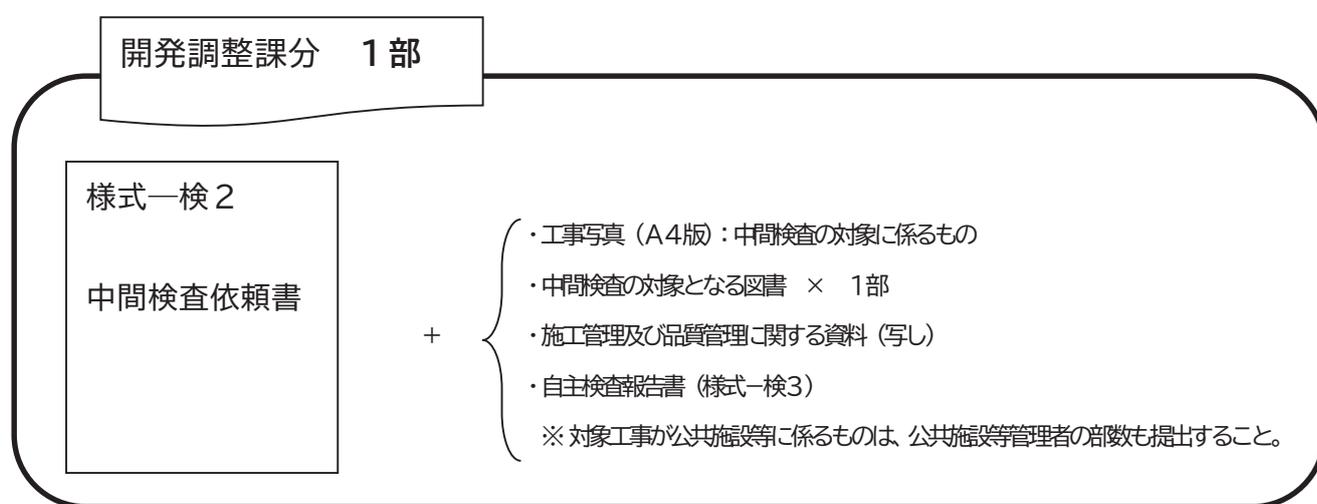
注意事項 本件許可工事に関する関係法令の許認可工事等がある場合は、各許認可部署の完了検査を受けて合格を得ておくこと。

3 大津市開発事業等工事検査要領第2条第3項第1号又は第4号に基づく中間検査
(宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する特定工程以外の工程に係る検査)

【手順1】中間検査依頼書を提出する。(提出先：開発調整課)

注意事項 開発調整課担当職員において提出書類に不備等が無いことを確認したうえで、日付を記入すること。

大津市開発事業等工事検査要領第2条第3項第2号又は第3号に基づく特定工程に係る検査は、「4. 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条又は第37条に基づく中間検査(特定工程に係る検査)の手順により実施する。」



【手順2】開発調整課及び各公共施設等管理者と中間検査実施日を決める。

注意事項 開発調整より各公共施設等管理者へ工事の中間検査を依頼する。(該当工事がある場合)検査依頼が完了したら開発調整課より連絡する。



【手順3】(開発調整課検査対象分)

中間検査の結果(合格又は手直し指示)について、(開発・盛土)許可工事(中間・完了・確認)検査調書にその旨を記載し、事業者等の受領サインの入った当該調書の控えを開発調整課から事業者等に手渡す。

手直し指示がある場合は、手直しを終えた写真等証拠資料を工事検査是正報告書(様式一検1)に添付して開発調整課へ提出し手直し確認(再検査を含む)を受ける。

(各公共施設等管理者検査対象分)
各公共施設等管理者の指示に従うこと。

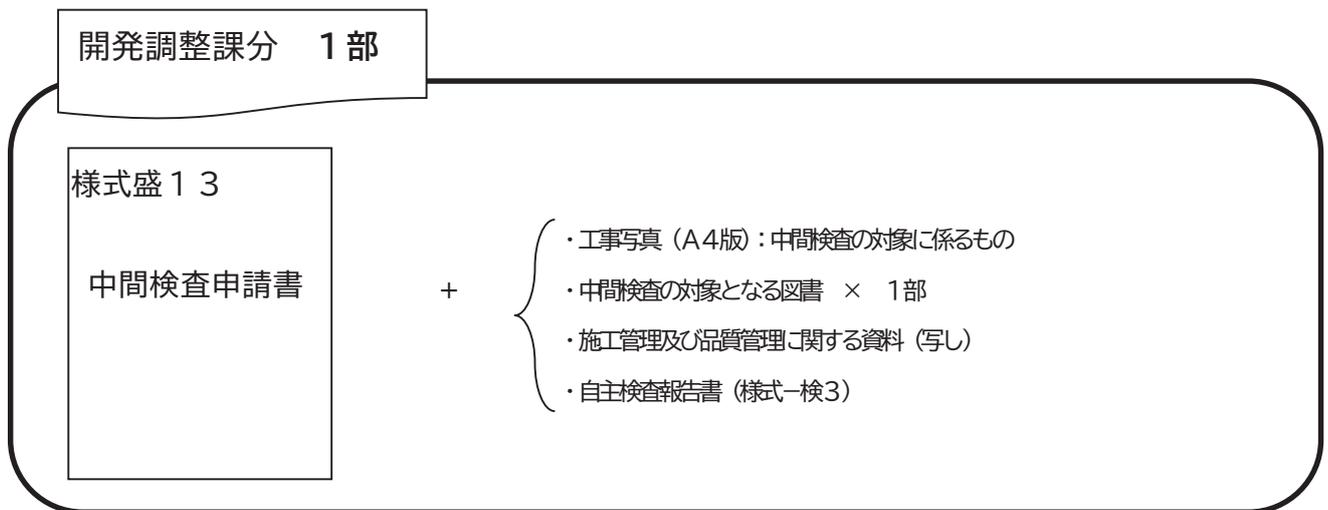
注意事項 中間検査において手直し指示がある場合、工事検査是正報告書を受領するまでは、当該中間検査に係わる工程後の工事を実施しないこと。

4 大津市開発事業等工事検査要領第2条第3項第2号または第3号に基づく中間検査
(宅地造成及び特定盛土等規制法第18条又は第37条に基づく特定工程に係る検査)

【手順1】中間検査申請書を提出する。(提出先：開発調整課)

注意事項 開発調整課担当職員において申請書類に不備等が無いことを確認したうえで、日付を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項又は第34条第2項に規定するみなし許可となっている都市計画法の開発事業等における特定工程の中間検査についても、同じ手順となる。



【手順2】開発調整課と中間検査実施日を決める。

注意事項 公共施設等管理者に帰属される用地及び構造物等に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法で規定している特定工程及びこれに伴う中間検査の対象とはなっていないが、各公共施設等管理者の判断により、当該中間検査と併せて中間検査を行う場合は、「3大津市開発事業等工事検査要領第2条第3項第1号または第4号に基づく中間検査」の手順により執り行う。



【手順3】中間検査(手直し指示がある場合は再検査も含む)を終了し検査に合格した場合は、開発調整課から許可を受けた者に宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第2項又は第37条第2項に基づく中間検査合格証の交付を行う。

注意事項 中間検査の合格証が交付されるまでは、当該特定工程に係る工事を実施しないこと。